

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年1月4日

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ
株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂9丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 岩渕 浩一

【電話番号】 03 - 4530 - 7085

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 りそなノステート・ストリート外国債券インデックス
・オープン

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 継続募集額 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年8月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の下記事項については、それぞれ下記の内容に原届出書が訂正されます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

2【換金（解約）手続等】

< 訂正前 >

- 7) 上記6)の一部解約の価額は、解約請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。（信託約款第49条第6項）。なお、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の受益者の場合、一部解約の価額からは、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額に対して10%（所得税7%、地方税3%）の税率で源泉徴収されます。
- 1 税率は平成24年1月1日より20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。
 - 2 法人の受益者には地方税はかかりません。
税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 訂正後 >

- 7) 上記6)の一部解約の価額は、解約請求日の翌営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。（信託約款第49条第6項）。なお、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の受益者の場合、一部解約の価額からは、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額に対して10%（所得税7%、地方税3%）の税率で源泉徴収されます。
- 1 税率は平成24年1月1日より20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。
 - 2 法人の受益者には地方税はかかりません。
税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。